

佐井村公報

1965.

No. 18

— と く じ —

- ・ 出 縁 ぎ の 時 期 子 供 の 教 育 に は 愛 情 と 信 頼 を
- ・ 行 政 相 談 委 員 を 活 用 し て 下 さ い
- ・ 感 じ た ま ま
- ・ 原 田 地 区 給 水 工 事 に つ い て
- ・ 両 佐 井 青 年 団 奉 仕 作 業
- ・ 佐 井 中 学 校 P T A 役 員
- ・ 投 書 に 対 し て (お 答 え)
- ・ 人 事 に つ い て
- ・ 佐 井 村 消 防 団 興 動 に つ い て
- ・ 県 消 防 協 会 大 間 支 部 定 時 総 会 に つ い て
- ・ 陸 上 自 衛 隊 演 習 工 事 に つ い て
- ・ 佐 井 村 職 員 専 務 分 担 表
- ・ 生 活 の し お り
- ・ 各 商 店 へ お 願 い
- ・ あ と 次 き

佐井村役場

出稼ぎの期節

子供の教育に愛情と信頼を

四月にはいつて、田・畑・海にと多忙な時期となりました。それに伴って出稼者も大量に出る時期でもあります。

これら出稼者の児童、生徒は教育上いろいろな問題をばらうんでありますので、各保護者、関係者は次の事項に留意し今後の指導にあたってもらうたいものです。

1. 児童、生徒の保護者が出稼ぎに出る場合、その子供達にその事情をよく理解させておくこと。
2. 家事手伝い、遊びの実態をよく指導し、特に火遊び等は充分注意すること。
3. 児童、生徒の苦情等について、あるいは、ほんまにた事態が生じた時は、学校や教育委員会に連絡して下さい。
4. 家庭に思わしくないと事態が生じた場合は、役場の出稼相談係に連絡して下さい。
5. 出稼保護者の家庭は、正常な家族集団が事情によって一時分散している

ことから、児童、生徒の家庭における人間関係、位置、行動に変動と動揺が生ずるので、これによって発生する事情については、学校、地域、家庭は愛情と信頼をもってあたるようにしたいものです。

- 家庭は子どもを理解をとって守り、
- 学校は当該児童、生徒をおろそかにしないようにし、
- 社会は、これら子供を白眼視しないようにしたいものです。

教育委員会

行政相談委員を活用して下さい。

行政監察局から行政相談委員として委嘱されております方は、佐井村大佐井、奥本静一氏です。

気軽にいろいろな相談をして下さい。

無務 宮川

川にゴミをすてないよう

しまししよう。

人事異動について

助役 松谷清治氏

四月一日付 退職

書記 竹本十三武氏

四月十二日付退職

佐井村消防団異動について

四月一日付をもち、条例・規則の一部改正により、左のとおり陣容を整え、また、消防団の運営については今後と何分の協力をおねがいします。

記

団 長	奥本 正一
副団長	奈良兼太郎
本団付部長	樋口 茂助 以下四名
才一分団長	渋谷 政治 以下三名
才二分団長	藤田 貞雄 以下三名
才三分団長	池田 保雄 以下三名
才四分団長	館脇 義一 以下二名
才五分団長	福田 徳次郎 以下二名
才六分団長	内田 与一 以下二名
才七分団長	田中 太吉 以下二名
才八分団長	坂井 吾一 以下二名

才十二回 財団法人青森県消防協会

大間支部定時総会

時 11 来る五月八日 午前十時

所 11 佐井小学校

参加人員 11 百十名

案件

- 支部消防団の運営強化について
- 優良団員の表彰等

(係 宮川)

八戸駐屯施設大隊演習工事計画

川内町(佐井村間)の道路中・約二キロの区間を六月・七月の二ヶ月・陸上自衛隊員約七十名が出動して演習工事をする事になります。

宿泊地は川目分校になっておりますが、ご苦労に報えるためにも、より協力的に接したいと思います。

尚、この工事は県工事になっております。

(庶務 宮川)

火のもと注意

児童と人権



梶 児童婦人課

児童は、人類の未来の担い手です。自身ともに未成熟な児童が、大人の庇護のもとに健全に成長し、立派な社会の構成員となるかどうかは、社会の発展、文化の進歩とつながっているといえましょう。一九五九年二月二日、国際連合が第一四回総会において「児童権利宣言」が採択され、児童の福祉、幸福を違反する児童の基本的権利が、全世界にわたって宣言された。

わが国はすでに人権尊重を柱とした憲法の精神に従い、すべての児童の幸福をはかるため、昭和二十六年五月五日児童憲章を制定しました。この権利宣言が採択されるや、参議員において「児童の権利に關する決議」を行つた。この宣言を全面的に支持し、その趣旨の徹底を期しました。現在、わが国には、児童福祉法、労働基準法、少年法、学校教育法など各種の法令により、児童の福祉をはかりその権利を守っていただけます。現状は、宣言や憲章

の精神が十分に尊重され、これらの法令が完全に守られているとは言えないでしょう。

法務省人権擁護局における侵犯事件の統計から、児童に対する人権侵害の事実を見ると、

1. 教育職員(児童生徒に対する侵犯(主として体罰)の受理件数は、毎年減少を見せず、その大半は侵害の事実が認められます。

2. 教育を受ける権利に対する受理件数は、三十八年度二〇四となっております。

(これは、町村合併、学校統廃合にからみ、児童生徒をその斗争手段として、登校を阻止したり、使用者や親が、仕事の多忙など理由に登校を阻止したものです。)その他、酷使、虐待、人身売買、売春、差別待遇など児童の人権を侵害している事例は少くありません。



下北 牛滝部落

堀 伊 美 恵 子

感のたまま

へき地、この言葉葉を聞いて一人はどんな印象を持つであろうか。私のへき地に対する印象は多くの新聞、雑誌を通じてうえつけられてきた。そこでは毎日の食物も満足でなく、多くの家族を抱えて、生活はどんな底におち薄暗い室の中に笑顔をなつかせてしまったかのように陰うつな顔でその日その日を暮らしている……そんな、と、かく暗い陰気なじめじめした印象であった。そんな誇張されたとも言える印象を胸に抱きながらへき地とはどんな所なのだろうかと実際にこの目で確かめたいという気持ちあつて、私は初めて下北のへき地牛滝村を訪問した。牛滝村は青森林から総で四時間余り、美しい海と緑深い山々に囲まれた全村五十余戸の小さな、どこかしら、うら淋しさを感ぜさせる村であつた。母曰く、を愈々苦しいような環境のどどおどどどが自分の生活を守る為に必死になつて働いている。そんなあつたらしい都立とは別世界のような静けさと落着きを感じさせられた。でもこの静けさと落着きが牛滝をへき地たらしめている所、以なのかも知れない。牛滝で私が受けたオオ一家は私の抱いていた印象とは遠く、少なからずうら切られた感じであつた。牛滝の子供にも、生活に追われる大人達にも愛に暗さはなく、ぬんを明るかつた。子供達は

元気で素朴なものであつた。このように意外と明るく表情を持つていた牛滝ではあつたが、でもそこがやっぱりへき地だと認識される所以は一体どこにあるのだろうか。勿論地理的、自然的条件は一つの要因であるには違いない。でもそれ以上の決定的な要因はへき地に住む一人一人の改革の意識性の低さの中にはっきりと認められるのではないだろうか。そしてその意識性の低さははっきり認められるのはやはり教育面であつた。親達の教育への無関心の背後にはもともと現実的な経済的な貧困が原因しているのかも知れない。人間はその環境が逆境だからと言つてそれに甘んじ諦めてしまつてよいのであつか。とこと一人一人が現実の生活にただおし流されるのではなく、その中にもつても積極的に向かふと求めるといった態度が必ず必要ではないだろうか。そういうところある人は「自分だつてぞつしたいと思つたけれど現実にはと厳しいのだ」といふかもしれない。でも私は、何となくこの目でその厳しい現実の中にあるにもかかわらず絶えず高いものを求めて働いているといった感じの一人を牛滝において見ることが出来たのである。同じ環境にあつてもある者はその現実をのり越えようとし、又ある者はその現実におし流されてしまふ。こうした違いは結局一人一人が自覚をもつて各々の意識を高揚させていく化解決の道がむいようと思われ。それには教育の果す役割が如何に重要であるか再認識される必要があるであらう。現在の大人達はそれとして、これから成長し

社会に出て明日を生きる子供達に意識を高め、自覚ある子供に育てあげていくには教育の他、道はないであらう。又、へき地の教育の目的とそこにあるのではないかと思ふ。

(原文のまじ)

筆者は立教大学文学部に籍をおく学生で、二年間奉仕隊の一員として牛滝にきた方です。右の一ヶ月は教育委員会として修一氏に送られてきたものを掲載しました。

(題字・氏名と筆者)

原田地区給水工事について

佐井地区 簡易水道延長工事といよいよ完成間近となりました。

右工事完成後、給水工事を実施する予定であります。給水工事に先立ち工事代金として、

一戸二十五メートルまでは一括二万円を前納することになっております。

受益該当者は準備を願います。

尚、二十五メートルを越える場合は追加納入していただくこととなります。か

(土木係 大島)

両佐井青年団

古佐井川清掃作業実施

去る四月十三日両佐井青年団では、団員三十名を動員して古佐井川の清掃を行ないました。環境の美化に立ち上るこの奉仕活動は社会教育関係者に注目されていきます。

団長 山路英雄さんは、そろそろ観光シーズンとなり村外から多くの方が佐井を訪れることになりましたので、団員と相談して実施しました。近いうちに大佐井川の清掃をやりたいと思ひ計画しております。

佐井中学校PTA新役員

会長	奥本 静一
副会長	武川 幸忠
書記	岩本 角二
会計	石本 与吉
総務部長	吉田 武雄
成人教育部長	奥本 文雄
厚生部長	渡辺 てつ
	畑中 ぞよ

予算・決算及び人事についての

投書について (お答え)

一村民よりとして公報係への投書、有難く拝見致しました。昭和三十八年度歳入・歳出決算書及び昭和四十年年度予算は議会の承認を得まして、所定の場不場不に三月三十一日付で公報いたしました。更に佐井村公報に発表する予定のところ、投書で注意を受け申訳なく思います。

昭和三十八年度歳入・歳出決算並びに昭和四十年年度歳入・歳出予算の概略は別記の通りです。各節明細も発表すればよいのですが何せ膨大な資料です。それら全部を公表する紙面もございませんので、ご不満でしゅうがご諒承下さるようお願い致します。

尚、三月三十一日付で公報した予算及び決算書を明朝、何者かお持ち去った事実があります。このようない心得者があることは誠に残念なことです。

(1)

1. 総括 (歳入)			
款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 村 税	14,107	10,421	3,686
2. 地方交付税	46,400	42,000	4,400
3. 分担金及負担金	596	330	266
4. 使用料及手数料	600	313	287
5. 国庫支出金	2,041	2,770	149
6. 県支出金	860	1,100	△ 240
7. 財産収入	2,041	2,100	△ 65
8. 寄付金	1	501	△ 500
9. 繰越金	1	1	0
10. 諸収入	99	69	30
11. 村 債	1,000	3,200	△ 2,200
歳入合計	68,630	62,817	5,813

(2)

昭和40年度歳出

(単位千円)

款	本 年 予 算 額	前 年 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	合 計
				国庫支出金	地方債	その他		
1. 議会費	2.683	2.847	△ 164				2.683	2.683
2. 総務費	15.149	13.256	1.893	682			14.467	15.149
3. 民生費	3.330	3.034	296	1.551		420	1.359	3.330
4. 衛生費	6.601	1.816	△ 215	398		181	6.022	6.661
5. 労働費	259	302	△ 43				259	259
6. 農林水産費	7.002	5.034	1.988				7.022	7.022
7. 商工費	1.331	1.246	85				1.331	1.331
8. 土木費	4.310	4.155	155				4.310	4.310
9. 消防費	2.528	2.481	47				2.528	2.528
10. 教育費	21.665	20.085	1,580	1,154			20,511	21,665
11. 公債	1.647	1.301	346				1,647	1,647
12. 諸支出金	1.105	1.260	△ 155		1,000		105	1,105
13. 予備	1,000	1,000					1,000	1,000
歳出合計	68,630	62,817	5,813	3,785	1,000	601	63,244	68,630

昭和38年度一般会計 歳出決算

支出済額 62,808,155円

昭和38年度佐井村特別会計簡易水道事業歳出決算

支出済額 14,094,990円

昭和38年度佐井村特別会計国民健康保険歳出決算

支出済額 6,461,386円

昭和38年度佐井村特別会計牛滝入き地診療所歳出決算

支出済額 1,995,483円

(昭和40年3月25日 佐井村監査委員によつて監査)

佐井村職員事務分担表 昭四十四年四月十九日

係区分	係長	係員	備考
副収入役	三戸 隆藏		
庶務	宮川 年晴	書記 橋口 繁 大坂 珍子 奥本 好勝	戸籍・住民登録を兼ねる。職業行政を含む。 議云・選挙管理委員会事務を行う。
財務	川畑 栄一	書記 若山 武夫 宮野 政彦 松尾 忠義	
会計	副収入役 兼任	書記 辻 ぬい	
厚生	宮川 忠	書記 松橋 金蔵 奥本 正明	社会福祉主任は宮忠。消防主任松橋。国民 年金 奥正
経済	松林 薫	書記 奥本 定明 大坂 功	統計を兼ねる
土木水道	大島 拓道	書記 大田 豊彦 奥本 昭典 三戸 隆	
国保 特別会計	岩尾 勝	雇 太田 祭子	1
教委	教育長 大田 俊男	書記 今 修一 庭 渡辺 隆子	
農委	農地主事 島野 満義	書記 金沢 弘泰	

清掃・診療所医師炊事等 武井きよ
 牛滝へき地出張診療所看護婦 竹内美枝子

生活のしおり

果農務課専門技術員
三浦 又どり

冬の衣料の手入れ

だんだん暖かくなるにつれ、長い間着ていた毛織物や、毛糸編物、下着など、そろそろしまわなければなりません。冬中着て汚れたものを、そのまま放っておくと、かびが生えたり、虫がつき布地をいためるので、衣類の寿命を縮めます。今のうちに、クリーニングに出すもの、家で洗うものに分けて、よく手入れをしてしまうことです。

暖房器具をかたづけよう。

冬中お世話になった暖房器具もいらなくなりますが、

使い放しにしないで、よく手入れをし、具合の悪いところがあったら修理して、来年使うときあわてないようしておきましょう。

栄養的な食事の工夫

農作業の忙しくなる季節です。農繁期を健康にすぎせるよう、毎日の食事を工夫して、栄養的につりあいのとれた献

立を（大豆製品、魚、牛乳、卵、油、有色野菜など）のとりあわせを考えた料理を工夫しましょう。

家の内外をきれいにしよう。

冬の間に、屋外はもちろん、屋内も掃除が十分できなないので、ずいぶん汚れていくのです。たまっていくゴミや、よごれをよくとりきれいにしましょう。

各商店へお願い

昭和二十九年年度分の請求書（教育委員会関係分）四月末日までに委員会にお出し下さるようお願い致します。

教委

今

あとがき

いよいよ農繁・農繁期となり、皆様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと思っております。

ご報告も十八号を教えました。皆様からのご希望、意見などおまちしております。

四月二十四日

編集子